

## 平成26年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年9月8日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成26年9月8日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第5号 放棄した私債権の報告について
  - 報告第6号 御嵩町国民保護計画の報告について
  - 報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
  - 報告第8号 専決処分の報告について
  - 認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
  - 議案第36号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第38号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
  - 議案第39号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第40号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第41号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第42号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について
  - 議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
  - 議案第45号 御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第46号 御嵩町遺児手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の制定について

議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第50号 御嵩町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

## 議事日程第1号

平成26年9月8日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 農協改革に関する要請書

(2) 「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望

(3) 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成26年5月分から7月分まで）

町長報告 4件

報告第5号 放棄した私債権の報告について

報告第6号 御嵩町国民保護計画の報告について

報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 22件

認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議案第36号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第38号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第39号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

て

議案第40号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第42号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について

議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第45号 御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 御嵩町遺児手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第50号 御嵩町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

て

日程第5 議案の審議及び採決 3件

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議案第36号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

#### 出席議員（11名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

#### 欠席議員（1名）

11番 佐谷時繁

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	額 久美
教育長	高木俊朗	総務部長	寺本公行
民生部長	田中康文	建設部長	奥村 悟
企画調整 担当参事	葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長	田中秀典
総務防災課長	山田 徹	企画課長	各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長	鍵谷和宏
税務課長	若尾要司	住民環境課長	大鋸敏男
保険長寿課長	加藤暢彦	福祉課長	佐久間英明
農林課長	石原昭治	上下水道課長	亀井孝年
建設課長	伊左次一郎	会計管理者	水野嘉博
生涯学習課長	田中宣行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小木曾 昌 文	議会事務局 書記	渡 辺 一 直
--------	---------	-------------	---------

## 開会の宣告

### 議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、平成26年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

なお、佐谷時繁議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

招集者 町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

暑いといっても真夏の猛暑とは若干違うようなやわらかさといいますか、和らいできたなという気がしております。だんだん秋に向かい、そして冬に向かっていきます。こういう時期は非常に体の調子を狂わせる方が多くお見えになりますので、この26年度の第3回定例会は長丁場になりますので、体調の維持管理をよろしく願いいたしまして、御嵩町議会第3回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

この夏、頻繁に耳にした言葉に「観測史上最大の雨量」「これまでに経験したことがない大雨」などや「50年に一度の」あるいは「100年に一度の」というものがありました。これは、この数年間の現象と同じく、まさに気候の変化が顕著にあらわれてきているのではないかと憂慮するところであります。

そして、これらの言葉があらわすような豪雨による災害が日本各地で多く発生しました。7月には、台風を理由とするものとしては初となる特別警報が発表され、その後も全国各地で台風や豪雨による甚大な浸水被害や土砂災害が発生しました。特に広島では、土石流により70人を超える方が亡くなられました。県内においても、高山市などで大きな人的・物的被害が発生いたしました。犠牲となられた方々に対して心より御冥福をお祈りいたします。幸い今のところ本町では大きな被害は発生しておりませんが、これまでの想定以上の対応が必要になってきているものと強く感じているところであります。

台風など、あらかじめ情報がわかるものについては、行政において早い段階での対応が求められます。広島の実害に限らず、避難勧告がおくれたことにより、とうとい人命が奪われた事例は少なくありません。行政が判断できる災害対応については、安易な想定から何もせずに見過ごし、見逃すことよりも、それがたとえ空振りに終わろうとも、最悪を想定した体制を整えることが必要であると考えます。私の理想と考える避難勧告は、でき得る限りポイントを絞ったものであります。今後、機に応じた判断や決断ができるよう一層の研究を重ねてまいりたいと考えております。9月に入り、これからまさに台風シーズンでありますので、気を引き締めて事に当たりたいと思っております。

昨日の防災訓練は、たくさんの方に参加いただきました。今年度の防災訓練も昨年度に引き続き、想定を巨大地震の発生とし、訓練の企画・立案から訓練会場における進行役などを、防災の研修を受講した御嵩町防災リーダーに果たしていただきました。巨大地震発生直後において行政がすぐには機能できないことは、過去の大きな地震発生時においても周知のことです。まず自助、そして共助、公助は最後になることを町民の皆さんに理解していただきたく思っております。まずは自分で身を守っていただき、町民の皆さんが協力して助け合ってくださいることが必要になります。昨日の訓練で得たものを忘れないようにしていただくことと、行政としては、今回の訓練に欠けていたことや、本来はこうすべきではないかということなどの検証を早急にしてまいりたいと考えております。

防災は想像力です。自然災害にあらがうことはできなくとも、被害を最小に食い止める減災は、高い想像力があれば可能と考えます。町民の皆さんには、そのような心構えで非常時に備えていただきたいと思います。

また町としては、でき得る限りの防災対策をスピード感を持って進めております。その一つとして、災害時の必要電源を確保し、自立した避難所運営を可能とするため、中公民館、海洋センター、向陽中学校などに太陽光発電、蓄電池、燃料電池などを設置します。さらに非常時の電力供給施設として、さんさん広場、わいわい館への蓄電池等の整備も進めます。これらは環境モデル都市関連事業の取り組みの一つでもあります。グリーンニューディール基金事業として第3回臨時会で予算の組み替えを議決いただきましたおかげで早期に事業着手することができ、現在、各施設の設計を行っているところであります。

巨大地震発生時における亜炭鉱廃坑の動きははかり知れないものがあることは、機会のあるごとに申し述べているところであります。亜炭鉱廃坑問題は本町における喫緊かつ最重要な課題ですが、今年度から進めております南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業の進捗について説明します。

第1期計画地区である御嵩町役場、御嵩小学校、向陽中学校における調査結果は、7月14

日の記者会見において発表しましたとおり、地盤の脆弱性が極めて高いことを示す「レベル1判定」となりました。また、第2期計画地区の比衣地内民間宅地に対する調査は、第2期計画地区約12ヘクタールのうち、道路や農地を除き、宅地として利用されている4万7,540平方メートルを調査した結果、3万7,570平方メートルに地下空洞が存在することが確認され、この全てについて、第1期計画地区同様、「レベル1判定」をいただいているところです。

これらの「レベル1判定」とされた1期・2期計画地区については、本町がモデル事業の基金を活用して引き続き防災工事に着手することとなりますが、両計画地区とも現在は入札等の事務手続を粛々と進めており、近日中には工事請負の仮契約が調うことから、本契約締結の議案の追加上程を予定しております。

また、第1期計画地区の継続調査において御嵩小学校敷地内で確認された「レベル2判定」の一定の地盤脆弱性が認められた区域については、国土交通省の特殊地下壕等対策事業を活用し、防災工事をを行う予定としております。このほか、緊急輸送道路である主要地方道多治見・白川線の大庭交差点北側において、岐阜県が施行する路面陥没対策の空洞充填工事が開始されています。また、国土交通省多治見砂防国道事務所においても、現国道21号の地下空洞調査に着手されています。議員の皆様におかれましては、今後につきましても格別な御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

上之郷で建設を計画をしております防災拠点施設につきましては、既に周知のとおり、緊急時には防災拠点施設として、また平常時にはコミュニティ施設として利用できる複合施設を目指しております。これまで上之郷地区での住民懇談会や、消防団、8月24日には長岡地区、また地域関係団体との協議を進めるほか、昨日の防災訓練会場でのポスターセッション開催など、多数の方々から意見や要望を伺い、施設機能に計画すべき内容をまとめつつあります。防災拠点として支援物資やボランティアの受け入れ対応と、消防団車庫及び詰所機能を確保するとともに、平常時には高齢者の生きがい活動や子育て支援に役立つ諸機能を持たせるという、内容はぜいたくにしても決して豪華でなく、使い勝手のよい、地域の人々に親しんでいただける施設の設計書づくりを目指しておりますので、具体的な図案などができ上がりましたら、さらに皆様からの御意見をいただきながら、よりよいものにしていきたいと思っております。

ところで、有識者でつくられている日本創生会議によると、2040年には全国の896の市町村が人口減少により消滅するという衝撃的な発表がありました。この9月3日に行われた内閣改造においては、豊かな地方づくりを後押しすべく、地方創生担当大臣が新設されました。また、その後の閣議において人口減少や地方都市の衰退といった課題を克服することを目指す考えが示され、安倍総理大臣を本部長とし、全ての閣僚でつくる「まち・ひと・しごと創生本部」が立ち上げられました。政府においては、地方の創生を最大の課題の一つとして今後取り組みを

本格化させる方針のようであります。

本町におきましても人口が減少することが予想され、危機的な意識を持っていかなければならないと認識しております。人口減少に歯どめをかけるには、子育て・高齢者の支援、本町に住んでもらうための魅力あるまちづくりが必要であり、これらに一層の努力をしなければならぬと考えます。

子供たちや育児中の保護者の憩いの場であった伏見児童館につきましては、新しく、子供から高齢者まで、世代を超えて交流できる場として生まれ変わるべく工事を進めております。現在は建て方が8割程度完了した状況で、おおむね予定どおり進んでおります。今定例会においては、伏見児童館に併設するスポーツ施設の設置及び管理に関する条例などを上程しておりますので、よろしく願いをいたします。

学校においては、みずから学ぶ力や情報活用能力などの「生きる力」を育むための学校図書室を充実させるために、学校図書館システムをこの夏休みに導入いたしました。このシステムを導入するに当たり、子供たちの教育のために使ってほしいと住民の方から多額の寄附をいただき、活用させていただきました。この場をかりまして、御寄附に対し深く感謝申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。そして、これほど子供たちのことを真剣に考えていただいている方がお見えになることをうれしく思い、私自身も山積する教育や子育ての問題、課題にさらに真剣に取り組んでいきたいと考えております。

人口減少が原因である問題の一つとして、全国的に空き家の放置が問題となっております。空き家の増加は景観の面で問題が生じるものとなっております、防犯面では不審者の居住などが心配され、さらには倒壊の危険性もはらんでおります。7月29日に発表された総務省平成25年住宅・土地統計調査の速報によりますと、日本国内の空き家数は5年前に比べ8.3%増加し、空き家率は13.5%と過去最高の数値が示されました。空き家率上昇の背景には、住宅を撤去して更地にすると固定資産税の軽減特例措置が受けられなくなるため、相続した住宅をそのまま空き家としているケースがふえたことや、地方から都市部への人口流出が要因とされていますが、今後の高齢化の加速と全体的な人口減少が進めば、さらに深刻で大きな社会問題となるに違いありません。

国は、空き家の情報収集のための立入調査を進め、適正管理が行われていない、危険な、いわゆる「特定空き家」について、是正のための行政指導や、現行の固定資産税の軽減特例措置を適用除外とすることなどを盛り込んだ特別措置法の制定を準備しているとのことでありますが、空き家問題は地方自治体にとって、その対応が急がれている待ったなしの現実的な問題であります。さきの6月定例会の関係協議会でも触れましたが、今定例会において本町独自の空き家対策条例案を上程させていただきました。

この条例制定に伴う本町におけるもう1つの空き家対策といたしまして、空き家の有効活用を考えており、新たに空き家バンク制度を創設します。空き家の増加はデメリットを持つ反面、空き家に対する都市部からの移住相談などが全国的に増加している傾向にもあります。本町においてもこの動きを捉え、空き家を有用な資源として活用することで定住促進策を図り、人口の増加にもつながるよう、移住・定住に向けた取り組みにつなげたいと考えております。詳細については後ほど担当より御説明申し上げますが、本町の空き家問題対策として実効性のある運用を図るため、議会の皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

魅力あるまちづくりとして、文化財や中山道などの歴史的遺産の保存は必要不可欠なものであると考えます。願興寺鐘楼門は岐阜県の重要指定文化財であります。経年劣化により、屋根の野地板が見えるほどの状態となっております。今後、風雨に耐え得るか心配な状態となってきましたので、改修が必要と判断されました。所有者である願興寺からも、この3月に町に対し、「県重要文化財願興寺鐘楼門改修と補助金支出のお願い」が提出されています。修理事業の事業主体は所有者であります願興寺となりますが、町といたしましても、来年で開基1,200年を迎える歴史的価値の非常に高い願興寺の鐘楼門を守っていくという趣旨から、補助金の交付、事務補助等で協力できればと考えております。県からの間接補助も含め、事業費に係る町補助金などの補正予算を上程しておりますが、文化財保存の必要性をぜひ御理解いただきたいと考えております。

本町のまちづくりの基本的な指針となる第4次総合計画において平成22年度に見直しをした際、今後は国際化への対応が求められるものとして、国際化、交流社会への対応に目を向けた分野別計画を設け、取り組んできました。ただし、これまでの取り組みもさることながら、東京オリンピック開催が決定したことによる国や県・地方における国際交流戦略が大きく変化しており、本町としても国際化、交流社会への取り組み方を適宜見直しながら実施していく必要があると考えます。

本町は環境モデル都市に選定され、国際的にも知られつつあります。平成25年度には政府主催の環境未来都市国際フォーラムに参加し、また今年度にはベトナムから視察団が来町されました。このように国際的にも注目されつつある中で、海外にも目を向けた取り組みがこれまで以上に重要な要素となってくると考えます。

岐阜県においては、外国人観光旅行客が年々増加の傾向にあります。県の海外戦略プロジェクトによるものや、中部北陸9県が一体となってインバウンドを推進する「昇龍道プロジェクト」などの取り組みが要因と考えられます。本町においても、これらの県や中部圏における取り組みに着目し、海外からの観光客の誘致によるまちの活性化という面にも力を入れる時期に来ているのではないかと考えます。

このような中、本年11月にフランスで開催されるコルマール国際観光展への出展者を岐阜県が募集したところ、「みたけ華ずし」が選定され、岐阜県の食の観光資源の一つとして紹介されることとなりました。この国際観光展には他県からも出展され、まさに日本の観光資源を紹介する場となるわけですので、私自身が現地に赴くことにより、御嵩町と華ずしの知名度を高め、さらに国内外の団体とのネットワーク構築の可能性も探ることができればと考えております。

これを契機に、華ずしを初め、岐阜の宝物である中山道の宿場町という地の利を生かし、御嵩町の食文化と歴史文化をセットで外国人向け観光資源とすることにより、本町の今後の外国人誘客戦略として位置づけることができるものと期待をしており、町の活性化も図れるものと考えております。今定例会にこれに関連する補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いたします。また、今後の海外へ目を向けた新しい取り組みの第一歩として、議員の皆様のご御理解と御協力を賜りたいと思っております。

昨年日本経済を振り返りますと、前半は、大胆な金融緩和、機動的な財政運営などの政府の対策が景気浮揚を牽引し、後半においては、4月に実施された消費増税前の駆け込み需要によって、個人消費や住宅投資が下支えとなり、景気は緩やかな回復基調にあったと言えます。このような中での本町における平成25年度の決算の概要について触れさせていただきます。

水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の合計につきましては、歳入歳出とも前年度に比べ若干の減少となっております。このうち一般会計の歳入では、円安や固定資産税評価額の低下により町税の減収が見られる一方で、円安の恩恵を受けた企業の収益改善による配当や株式に係る国からの交付金が増額いたしました。また、昨年は幸いにも大きな災害もなく、特定鉱害や豪雨災害に係る復旧事業の負担金収入が減少し、全体でマイナス4.9%となりました。歳出は、庁舎整備基金積み立てや水道未普及地域解消事業への出資がふえたものの、災害復旧や各種の建設事業費が大きく減り、マイナス4.5%で減額となりました。

また、国保や介護などの社会保障費関係の特別会計決算では、依然として逡増する医療費、介護給付費の影響を受け、それぞれにおいて対前年度比で微増の決算となりました。詳細につきましては、後ほど担当から御説明申し上げます。

ここで、長期的な行財政の傾向について申し述べさせていただきます。

基金残高につきましては、平成18年度末、つまり19年3月31日、全ての基金を合計して、ぼっばかん建設費1億8,000万を除き、現金で16億3,000万円でありました。この平成19年3月末の基金を同年4月26日から前町政より私が引き継ぐことになりました。現町政7年間で、この基金を平成25年度末で25億1,700万円に増加させることができいております。その中に含まれている財政調整基金につきましては、平成18年度末3億8,300万円から25年度末で12億1,400万円

に推移いたしました。

現在、行財政のわかりやすい判断基準とされておりますのが、将来負担比率と実質公債費比率であります。将来負担比率については、早期健全化基準、いわゆるイエローカードとなる350%を大きく下回る49.3%となっておりますが、昨年度まで近隣自治体との比較では若干高かったのは事実であります。平成24年度比マイナス12.9%の数値にできたことには大変安堵しております。また、実質公債費比率につきましても、やはりイエローカードとなる25%は大きく下回るものの、比較的高い数値を示していたことも事実であります。実質公債費比率を地方自治体が算出するようになり、御嵩町財政では平成25年度、初めての1桁となる単年度7.68734%となっております。平成26年度には、3年間平均でも1桁の数値を示すものと考えております。私が町長になり、平成20年度13.53274%をピークに右肩下がりになることができはりましたが、数値的にわかりやすい変化を示し始めたのが平成23年度からでありました。そして今回の数値が、行財政上の方針が最も理解されやすい数値と言えます。

行財政の改善は漢方薬の効果のようなものだと言いつけてまいりました。効果があらわれたのが私の町長就任5年後というのは、前町政から引き継いだ地方債償還の据置期間が終了し、償還が始まる地方債に一定の区切りがついたのが理由であります。また、基金への充当がある程度できるようになったのは、平成20年度2億2,400万円をピークに25年度560万円となった企業誘致奨励金の減少が理由の一つとして上げられます。税収増が直接収入増とはならない地方交付税の仕組みが残念ではありますが、企業誘致が行財政にプラスになることは間違いのない事実であります。今後もプライマリーバランスを守り、補助金や交付金など有利な財源を求めつつ、行政の体質改善を一層進めてまいり所存であります。

最後になりましたが、今回議案として提案いたします案件について若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算関連について、主なものを説明いたします。

まず歳入についてですが、普通交付税の額の決定により5,306万3,000円の増、財源確保による財政調整基金繰入金8,984万2,000円全額の減、前年度決算を受けた繰越金確定の1億985万4,000円や、特別会計繰出金精算による繰入金916万8,000円などを計上しております。

次に歳出であります。普通交付税等の収入増加に伴い、財政調整基金積立金が1,118万円と庁舎整備基金積立金の5,000万円増、定期予防接種の対象疾病追加に伴う委託料673万円の増、願興寺鐘楼門の修理事業補助金750万円の増など、歳入歳出補正予算額は1億348万9,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸問題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、平成25年度の決算認定6件、承認案件1件、人事案件2件、一般会計補正予算案など予算関係5件、条例関係8件、報告4件、都合26件であります。後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間の御清聴、ありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

### 会議録署名議員の指名

**議長（加藤保郎君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男君、1番 高山由行君の2名を指名します。

---

### 会期の決定

**議長（加藤保郎君）**

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る7月30日の議会運営委員会において、本日より9月26日までの19日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より26日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

### 諸般の報告

**議長（加藤保郎君）**

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

配付してあります青色の諸般の報告書つづりをごらんください。

農協改革に関する要請書、「生涯現役社会の実現」に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正を求める陳情、例月現金出納検査の結果について、これは平成26年5月分から7月分の報告であります。以上4件が議長宛てに

ありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第5号 放棄した私債権の報告について、報告第6号 御嵩町国民保護計画の報告について、報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

**総務防災課長（山田 徹君）**

おはようございます。

諸般の報告つづりの1ページをお願いいたします。

報告第5号 放棄した私債権の報告について御説明申し上げます。

御嵩町私債権の管理に関する条例第13条第1項の債権放棄の規定により、町営の住宅使用料を放棄しました。これにつきまして同条第2項の議会報告の規定により報告するものです。

内容につきましては、次の2ページをお願いいたします。

私債権放棄調書に示しておりますが、対象者は5名です。このうち1名は破産による免責、そのほか4名は消滅時効の完成であり、金額は合計で122万3,925円でございます。以上です。

続きまして3ページをお願いいたします。

報告第6号 御嵩町国民保護計画の報告について御説明いたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により作成しました御嵩町国民保護計画について、別冊のとおり変更しましたので、同条第8項に定める準用規定に基づく同条第6項の規定により、議会に報告するものです。

資料つづりの53ページをお願いいたします。

今回の御嵩町国民保護計画変更の要旨です。全部で4点ですが、まず初めに、平成26年4月1日付の組織・機構改革に伴う課名、分掌事務の変更を行いました。2点目に、平成26年2月の岐阜県国民保護計画の変更を受け、所要改正を行うものです。3点目は、統計数値等について直近のデータに更新変更を行っております。そして4点目は、資料編における掲載資料の軽微な修正を行いましたので、御報告いたします。また、54ページから55ページにかけては新旧対照表がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、諸般の報告つづり4ページのほうをお願いいたします。

報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、

去る8月6日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて今回9月定例会に報告するものであります。

5ページに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。監査委員の意見書は6ページから9ページに載せていますが、いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりへまいりまして57ページをお開きください。

まず実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、平成25年度一般会計決算の実質収支は黒字であり、該当なしであります。次に連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も黒字のため、この比率についても該当いたしません。

59ページをお願いいたします。

実質公債費比率の算出経過であります。実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。中段の右端に掲載しておりますとおり、平成23年度から25年度の3カ年の平均で10.2%であり、早期健全化基準である25%を下回っております。昨年報告しました平成24年度の比率は12.1%であり、1.9ポイント改善されております。これは、元利償還金が平成23年度から平成25年度にかけて毎年減ってきたことが大きな要因となっております。

60ページをお願いいたします。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の欄にあるとおり、平成25年度の比率は49.3%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。なお、平成24年度の62.2%より12.9ポイント低くなっております。これは、一般会計の地方債現在高はふえたものの、下水道特別会計の地方債残高が減少したこと、また財政調整基金などの充当可能基金が増加したことなどが大きな要因となっております。

最後に、公営企業における資金不足比率を説明いたしますので、58ページにお戻りください。

公営企業には、必要な費用を自身の料金収入などによって賄う、いわゆる独立採算性の原則があります。公営企業の赤字や借金が膨らみ一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支を事前にチェックするため、資金不足比率が定められています。平成25年度水道事業会計は3億9,459万7,000円、下水道特別会計は1,919万8,000円と、それぞれ剰余額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

最後に、法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため、毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告し、かつ住民へ公表するものであります。

以上で、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わらせていただきます。

**議長（加藤保郎君）**

報告第8号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 石原昭治君。

**農林課長（石原昭治君）**

では、諸般の報告つづり10ページをお願いいたします。

それでは、報告第8号 専決処分の報告について御報告いたします。

車両事故による損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年8月1日付で専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。

専決処分の内容は、平成26年4月22日火曜日午前10時5分ごろです。事故発生場所は御嵩町御嵩1424番地7、十六銀行御嵩支店駐車場で、公用車を駐車させるため進入しようとした際に、入り口手前側に駐車していた相手方の車両がバックしたため、接触したものです。損害賠償の相手方は御嵩町中2499番地1にお住まいの前原明敏氏で、損害賠償額は1万7,383円です。

今回の事故においては、クラクションを鳴らすなどの危険回避もできたと考えられ、今後の職員の運転について、公務のほかに通勤などにおける安全運転と注意喚起を啓発していく所存であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

---

**議案の上程及び提案理由の説明**

**議長（加藤保郎君）**

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第1号から認定第6号までと承認第4号、議案第36号から議案第50号までの22件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件22件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

決算認定関係。

認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を

求めます。

総務防災課長 山田徹君。

**総務防災課長（山田 徹君）**

それでは、認定第1号 平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すこととなっております。平成25年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からの説明は決算全体の概略説明とさせていただきます。

まず決算書をお願いいたします。

決算書の107ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額66億118万9,570円、歳出総額が63億6,182万4,448円となり、歳入歳出差し引き2億3,936万5,122円であります。このうち繰越財源である繰越明許費繰越額が951万1,000円でありますので、差し引き実質収支額は2億2,985万4,122円となりました。昨年と比較し約2,450万円、9.6%の減となっております。

次に193ページから202ページまでは、財産に関する調書であり、公有財産など1年間の推移が記されております。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは資料を変えまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、これにて説明をさせていただきます。

1ページから2ページは、一般会計及び特別会計の特徴点などを文章で簡潔にまとめております。

5ページ、6ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入であります。歳入決算額は収入済額（C）欄の歳入合計欄に表示してあり、その額66億118万9,570円で、24年度比較で3億3,895万4,449円、4.9%の減となりました。

それでは、24年度決算と比較し、増減額が大きいものを中心に款ごとに説明をいたします。

款01町税は、たばこ税が税率の増により増収となりましたが、法人町民税が円安の影響などにより減収、固定資産税も評価額の減少に伴い減収となり、町税全体で8,987万9,918円の減額です。

款04配当割交付金及び款05株式等譲渡割所得交付金は、円安の恩恵を受けた企業の収益改善や株価の上昇により、それぞれ418万2,000円及び1,310万9,000円の増額です。

款10地方交付税は、地方公務員給与に係る単価の減額などにより1,740万円の減額。

款12分担金及び負担金は、特定鉦害復旧費負担金の減により1億4,235万2,592円の減額。

また、款14国庫支出金は、公共災害復旧費国庫負担金がなかったことなどにより1億2,519万6,132円の減額。

款18繰入金は、減災基金からの繰入金がなかったことにより4,885万9,405円の減額。

款21町債は、臨時財政対策債の増により4,040万円の増額となりました。

なお、6ページの左端に収入未済額欄の合計額を載せています。その額1億4,035万2,169円、平成20年度対比で729万6,785円の減額となっています。

次に7ページ、8ページ掲載の歳出決算について説明いたします。

支出済額（B）欄の合計欄、一般会計歳出総額は63億6,182万4,448円、前年度比較2億9,704万8,284円の減、率にして4.5%の減となりました。

歳出についても、平成24年度決算と比較し、増額額が大きいものを中心に款ごとに説明していきます。

款02総務費は、庁舎整備基金への積み立てなどにより1億1,991万802円の増額です。

款04衛生費は、可茂衛生施設利用組合負担金の減により1,776万891円の減額。

款08土木費は、社会資本整備総合交付金事業の減などにより8,651万2,981円の減額。

款10教育費は、中公民館防災拠点施設整備工事が前年度完了したことなどにより3,830万8,467円の減額。

款11災害復旧費は、平成23年度の豪雨災害に伴う復旧事業が前年度完了したことなどにより3億858万6,195円の減額。

款13諸支出金は、前年度からの繰り越しによる水道未普及地域解消事業への出資金の増により2,715万4,120円の増額となりました。

歳出額の上位は、昨年度同様、民生費、総務費、土木費の順で、この3つで全体の62.5%を占めています。

最後に、翌年度繰越額（C）欄の説明をさせていただきます。伏見児童館改築事業など3事業、総額1億7,930万円を平成26年度へ繰り越しました。

ページを飛びまして、次に21ページをお願いいたします。この21ページから26ページまでが町税等収納状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額が記載されておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に27ページをお願いいたします。このページから32ページにかけて、節別執行状況表を掲載しております。一般会計決算における節レベルでの上位は、負担金補助及び交付金、扶助費、繰出金の順となっております。

次に33ページから38ページは、人件費等明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬支払いの内訳が掲載してあります。

39ページ、40ページは、各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移であります。

次に41ページは、地方債現在高の一覧であり、事業区分ごとに残高の推移が載せてあります。一般会計では、臨時財政対策債の借り入れ額がふえたことにより、年度末現在高は45億7,468万8,000円、前年度より1億1,086万9,000円、率にして2.5%の増ですが、下水道特別会計分を合わせた平成25年度末の現在高は107億2,867万8,000円となり、前年度と比較して5,165万8,000円減額、率にして0.5%の減となりました。

次に43ページをお願いいたします。

地方自治法第241条第5項の規定により、特定目的のため設置された定額運用基金の平成25年度における運用状況の報告であります。

まず1の土地開発基金の運用状況ですが、基金の内容としまして、土地の保有はなく、現金のみであります。前年度末の現在高は2億13万円でしたが、運用利子として22万円を加算し、25年度末の現在高は2億35万円です。

2の国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用に関しましても、運用益による微増であり、年度末の現在高は346万5,000円となっています。

最後に、別冊でピンク色の表紙のつづりは、主要な施策の成果に関する説明書であります。1年間の予算執行状況がわかるように係単位で歳入歳出の主なものを掲載していますので、お目通しをお願いいたします。

また、この後、御報告がいただけると思いますが、監査委員による決算審査意見書が別冊にございますので、あわせてお目通しいただき、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上で、平成25年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

#### **議長（加藤保郎君）**

認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

#### **保険長寿課長（加藤暢彦君）**

おはようございます。

それでは、認定第2号、第3号、第4号について御説明をいたします。概略の説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、認定第2号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから御説明をいたします。

決算書の中ほど136ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額が22億1,003万1,021円、歳出総額が21億4,349万185円となり、差し引き額は6,654万836円であります。

次に、財産に関する調書でございますが、決算書の199ページをお願いいたします。⑨番の国民健康保険基金でございますが、年度末決算額は7,025万675円となっております。

別とじの黄色表紙の平成25年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の9ページをお願いいたします。

まず歳入の1番目、国民健康保険税ですが、収入済額が5億4,943万5,632円となり、歳入全体の24.9%を占めており、対前年度321万2,391円の微増となっております。

国保税の収納状況につきましては、同じ説明書の23ページをお願いいたします。中段の国保税の部分でございます。収納率は現年度分92.0%となり、過年度分と合わせますと71.9%でございました。平成24年度と比較いたしますと、現年度分は0.5ポイントの増、合計は1.0ポイントの減となっております。

それでは、資料の9ページにお戻りください。

保険税の不納欠損ですが、1,165万500円、平成14年度から19年度までの合計で153件を不納欠損処分といたしました。この結果、収入未済額は2億307万1,975円となっております。今後も滞納整理の強化、強制処分など被保険者間の公平を保ち、財源の確保に努めてまいります。

続きまして、款03国庫支出金です。3億4,074万7,812円で、歳入全体の15.4%を占めております。主なものは、療養給付費負担金、財政調整交付金でございます。前年度と比べまして2,119万3,281円、5.9%の減となっております。

続きまして、款05前期高齢者交付金につきましては6億7,660万4,205円で、歳入全体の30.6%を占めております。対前年度8,469万2,804円の増となっております。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の割合、それから医療費がふえていることが要因と考えております。

款09の繰入金1億1,107万2,470円は、昨年度2,000万円の一般会計からの特別支援繰入金がありましたが、一昨年度は5,000万円の特別支援繰入金でございましたので、その額が減ったということもありまして、前年度に比べて2,217万821円の減となっております。

次に11ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

款02の保険給付費は14億7,697万6,719円で、歳出全体の68.9%を占めております。前年度比で1億26万8,706円、7.3%の伸びとなっております。被保険者の高年齢化による医療受診件数の増加、医療技術の高度化などにより毎年伸びておる状況でございます。

また、款03の後期高齢者支援金、款06の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金を通じて関係する保険制度への国保被保険者分を負担するものでございますが、社会保障費の全般的な

増大から、それぞれ対前年度比で4.6%、3.3%と引き続き伸びている状況でございます。

款09の基金積立金は、約2,000万円を基金に積み立てさせていただきました。一昨年度が5,000万円でしたので、対前年度比では約3,000万円、率では59.9%の減となっております。

款10の諸支出金につきましては4,306万3,609円で、対前年度比2,292万2,730円の大幅減となっております。

主なもののみを説明させていただきました。後ほど資料のお目通しのほどよろしくお願いをいたします。

次に、認定第3号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は平成20年度から開始されておりました、岐阜県の広域連合で運営されております。各市町村では、保険料の徴収、それから保険証の引き渡し、各種届け出の申請の窓口を行っております。平成25年度末の御嵩町の加入被保険者数ですが、2,515人、24年度末の被保険者数と比べまして30人増加となっております、毎年増加しておるという状況でございます。

それでは、決算状況といたしまして、決算書の149ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。平成25年度の歳入総額は1億7,496万5,082円、歳出総額は1億6,823万631円で、差し引き673万4,451円となっております。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、再び黄色表紙の決算に関する説明書のほうをよろしくお願いをいたします。13ページになります。

まず総括表の上段、歳入でございますが、初めに保険料は、収入済額1億2,202万6,000円、不納欠損額が11万3,000円、収入未済額が246万9,400円でございます。収納率が97.9%、歳入予算全体の69.7%を占めておるということでございます。

款04の繰入金は、事務費、保険基盤安定、保健事業費に係る一般会計からのものも合わせまして収入済額4,571万1,871円、歳入全体の26.1%を占めておるということでございます。

次に同じページの下段、歳出でございます。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額1億6,363万1,860円は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで、歳出全体の97.3%、支出のほとんどを占めておるという状況でございます。

こちらも主なもののみを説明しております。ほかの資料も含めまして、お目通しのほどよろしくお願いをいたします。

最後に、認定第4号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

この決算につきましても概略のみの説明ですので、よろしく願いをいたします。

介護保険会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行しております。

初めに、平成25年度の状況のほうを説明させていただきます。

本算定保険料賦課時点での第1号被保険者数でございますが、5,192人となっております。昨年より446人ふえておるという状況でございます。また、年度末での要支援・要介護認定者でございますが、こちらにつきましては860人ということで、昨年同時期と比べて14人ふえておるということで、毎年増加しておるという状況でございます。

それから、御嵩町の25年度末の65歳以上の高齢者でございますが、5,060人、高齢化率は26.7%となっております。昨年同時期と比べて1.3ポイントの上昇。それから、65歳以上の高齢者のうち要支援・要介護の割合でございますが、こちらについては17.0%となっております。

それでは、保険事業勘定の決算状況の説明に入ります。

決算書の168ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額が14億8,407万8,879円、歳出総額が14億4,892万6,705円となり、差し引き3,515万2,174円となりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、黄色表紙の決算に関する説明書のほうをよろしくお願ひしたいと思います。15ページになります。

歳入の初め、まず保険料でございますが、収入済額2億7,550万9,530円、不納欠損額174万4,550円、収入未済額590万8,710円となっており、収納率につきましては、特別徴収分、それから普通徴収分の現年度分で98.9%、過年度分を合わせました全体の収納率が97.3%となっており、昨年度と比べて0.2ポイント下がっております。

款03の国庫支出金3億3,148万6,689円は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%、調整交付金5%相当の負担分でございます。

款04の支払基金交付金3億9,931万2,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料として介護給付費の29%負担分でございます。

款05の県支出金2億1,181万9,971円は、介護給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%の負担分でございます。

款06繰入金2億529万2,946円は、介護給付費の12.5%分と事務経費分などがございます。

歳入合計で、対前年度3,849万8,215円、2.7%の増となっております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

款02の保険給付費は13億6,017万8,454円で、歳出全体の93.9%を占めております。対前年度比で4,238万6,362円、3.2%の増となっております。介護サービスの利用者は延べ件数で合計2万3,651件と、前年より1,447件、6.5%増加しておるとい状況でございます。

款04諸支出金は、過年度交付金の精算があったため、前年度比1,719万8,353円、124.6%の

大幅増となっております。

款05の地域支援事業費3,888万5,640円は、各種の介護予防事業に856万2,559円、高齢者の生活サポートや支援サービスなど包括的支援事業に290万5,038円の支出をしております。

続きまして、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

サービス事業勘定は、介護認定のうち要支援1、要支援2の方の介護相談や予防プランを作成する事業の勘定区分となっております。

決算書の177ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額が732万9,809円、歳出総額が486万6,101円となり、差し引き246万3,708円となっております。

黄色の表紙の説明書のほうをお願いいたします。17ページでございます。

歳入の款01サービス収入530万2,640円は、介護予防プラン作成1,217件分で、昨年度より104件増加しております。

次に、歳出でございます。

款01事業費348万2,101円は、予防プランを作成するための日々雇用職員の賃金と、介護支援事業者への一部プラン作成を委託している分など、包括支援センターでの増大する業務、それからプラン件数もふえ続けている中で、プラン作成を事業所に移行したことによりまして、前年度と比べまして大幅に伸びておるということでございます。

款02諸支出金138万4,000円は、保険事業勘定へ繰り出して地域支援事業に充てておるということでございます。

こちらにつきましても主なもののみを説明させていただきましたが、ほかの資料もありますので、お目通しのほどよろしく願いをいたします。

以上で、認定第2号、第3号、第4号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

#### 上下水道課長（亀井孝年君）

それでは私のほうから、認定第5号及び認定第6号について説明をさせていただきます。

なお、2件とも、この後、常任委員会に付託されることとなっておりますので、概略を説明させていただきます。よろしく願いします。

最初に、認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明

いたします。

初めに下水の状況を説明させていただきますと、平成25年度末で処理区域面積は543ヘクタール、前年度より4ヘクタールの増、処理区域内水洗化世帯数は3,842世帯で、86世帯の増となっています。

それでは、歳入歳出決算書の192ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額が9億337万8,451円、歳出総額が8億8,003万727円、差し引き額が2,334万7,724円となりました。翌年度へ繰り越しすべき財源として繰越明許費繰越額が415万円ありますので、実質収支額は1,919万7,724円となりました。

続いて、別冊の黄色い表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いします。こちらは19ページ、20ページになります。

歳入歳出決算総括表でございます。

歳入の主なものについて、(C)の収入済額、右側の対前年度増減額、その理由から説明させていただきます。

款01の分担金及び負担金は、主に受益者負担金で、収入済額1,924万1,781円です。対前年度比142万1,086円の減額です。

款02の使用料及び手数料は、主に下水道使用料で、収入済額1億8,635万48円です。下水の接続世帯数の増によりまして270万8,144円の増額です。

款03の国庫支出金は、下水道整備に伴う国の補助金で7,245万円です。事業量の増により2,655万円の増額です。

2行飛びまして、款06の繰入金は、一般会計や基金から4億5,482万8,000円を繰り入れました。繰り上げ償還が終わったことなどにより3,888万4,000円の減額です。

2行飛びまして、款09の町債は、下水道事業債で1億4,610万円を借り入れました。こちらも事業量の増により5,270万円の増額です。これに伴いまして、平成25年度末の起債残高は61億5,399万円となりました。明細につきましてはこの説明書の41ページに記載してありますので、後ほどお目通しのほどお願いします。

以上の歳入合計は9億337万8,451円と、対前年度比で2,362万6,124円の増額となりました。

次に、歳出の主なものについて、(B)の支出済額、右側の対前年度増減額、その理由から説明させていただきます。

款01の下水道事業費は、支出済額4億1,121万6,253円です。事業量の増等によりまして対前年度比6,895万7,183円の増額です。

1行飛びまして、款03の公債費は、下水道事業債の償還金で、元金及び利息償還を合わせまして4億5,377万6,974円です。繰り上げ償還が終わったことなどにより2,642万7,881円の減額

です。

以上の歳出総額は8億8,003万727円と、対前年度比で2,254万7,286円の増額となりました。

以上で、認定第5号 平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算についての説明を終えさせていただきます。引き続き、別冊の平成25年度御嵩町水道事業会計の決算書をお願いします。

認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分の議決及び同法30条第4項の規定により、決算の認定を議会に付するものであります。

決算書の14ページをお願いします。

初めに、25年度水道事業の概要を報告いたします。

3. 業務の(1)業務量です。25年度数値と対24年度比較数値を報告いたします。番号1の給水人口は1万8,847人で、180人の減少です。2の給水件数は6,328件で、14件の増加です。続きまして、6の年間総配水量は208万4,875立方メートルで、2万170立方メートルの増加です。これに係る7の年間有収水量は189万4,400立方メートルで、1万3,154立方メートルの減少です。これによりまして、8の年間有収率は90.9%で1.5ポイントの減少でございます。

続きまして、この決算書の1ページ、2ページをお願いします。

25年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。区分、決算額、前年度比較等について御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。第1款水道事業収益の決算額は4億6,487万3,776円です。前年度比では1,544万4,691円の減額です。このうち、第1項の営業収益は4億5,343万3,872円です。水道使用料などの収益でございます。93万7,232円の減額です。第2項営業外収益は1,143万9,904円です。この主な収入は、給与負担金、消費税還付金です。一般会計補助金が終了したことなどにより1,202万4,864円の減額です。第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。第1款水道事業費用の決算額は4億5,071万2,428円です。前年度比では11万2,260円の減額です。このうち、第1項の営業費用は4億4,338万6,614円です。主な支出は、県水受水費、修繕費、減価償却費などとなっております。修繕費や受託工事費の増などによりまして1,114万6,351円の増額です。第2項の営業外費用は732万5,814円です。主な支出は企業債の支払い利息で、起債残高が減ったことなどから1,125万6,929円の減額です。第3項の特別損失、第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に3ページ、4ページをお願いします。

続きまして、2の資本的収入及び支出です。主に建設改良に要する関係でございます。平成24年度からの繰り越し事業も含め、上之郷地区水道未普及地域解消事業の推進により、収入・支出とも前年度比で大幅な増額となっております。

収入から説明いたします。第1款資本的収入の決算額は3億533万6,267円となり、前年度比では1億832万9,459円の増額です。このうち、第1項の出資金は1億4,735万2,928円です。一般会計からの上之郷未普及地域解消事業分で3,815万4,120円の増額です。第2項の負担金は4,943万9,339円です。下水道工事負担金の増などにより3,377万4,339円の増額です。第3項の国庫支出金は1億854万4,000円です。上之郷未普及地域解消事業に係る国庫補助金で3,640万1,000円の増額です。

次に支出です。第1款の資本的支出の決算額は4億2,832万628円です。前年度比では1,944万4,938円の増額です。このうち、第1項の建設改良費では4億1,001万7,538円です。上之郷未普及地域解消事業等の増によりまして1億4,108万9,617円の増額です。第2項の償還金は1,830万3,090円です。繰り上げ償還が終わったことなどによりまして1億2,164万4,679円の減額です。

欄外の財源補填説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,298万4,361円は、過年度損益勘定留保資金993万5,795円、当年度損益勘定留保資金1億144万4,739円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,160万3,827円で補填をいたしました。

次に5ページをお願いします。

損益計算書です。消費税及び地方消費税は抜きとなっております。ただいま説明させていただきました水道事業収支により、当年度の純利益は、下から3行目に記しました348万9,024円となりました。これに前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は3,985万8,203円となりました。

次の6ページは剰余金計算書となりますので、後ほどお目通しのほどをお願いし、7ページをお願いします。

損益計算書にて御報告いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益分の348万9,024円を減債積立金に積み立てた後、全額を処分するものです。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、10ページ以降には決算の附属書類として、決算の概況、改良工事等の概況、決算明細書等を掲載しております。また、別紙といたしまして平成25年度の未収金、未払い金の内訳を添付しておりますので、あわせてお目通しのほどよろしくをお願いします。

以上で、認定第6号 平成25年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の説明を終

させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

#### 議長（加藤保郎君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 山田儀雄君。

#### 監査委員（山田儀雄君）

それでは、監査報告をいたします。

平成25年度決算審査意見書つづりの1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

平成26年8月20日、御嵩町長 渡邊公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、同じく山田儀雄。

平成25年度各会計歳入歳出決算の審査意見について。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

##### 記1. 審査の概要。

(1) 審査の対象、平成25年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成25年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2) 審査の期日等、平成26年8月4日、5日、6日、場所は役場第2委員会室。

(3) 審査の手続、この審査に当たっては、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼に置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計及び各特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書等により関係職員の説明を聴取するなど、慎重に審査した。

次のページになりますが、2. 審査の結果。

平成25年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、地方自治法に準拠して作成されており、決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

(1)の総括、(2)の指摘事項、次のページに行きますけれども、3ページ、4ページの別表1につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして5ページのほうをお願いいたします。

平成26年8月20日、平成25年度定期資金運用基金審査意見書、御嵩町長 渡邊公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、山田儀雄。

地方自治法第241条第5項の規定により運用状況を示す書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

1. 審査の概要。

この定期資金運用基金審査は、平成26年8月4日、町長から提出された土地開発基金及び国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況を示す書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施いたしました。

2. 審査の結果。

審査に付されました土地開発基金及び国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況を示す書類は、適正に作成されているものと認められました。

次、6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

平成26年8月20日、水道事業、御嵩町長 渡邊公夫様。御嵩町監査委員 永瀬俊一、同じく山田儀雄。

平成25年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成25年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

記1. 審査の概要。

(1) 審査の対象、平成25年度御嵩町水道事業会計決算。

(2) 審査の期日等、平成26年8月6日、場所は役場第2委員会室。

(3) 審査の手続、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を、関係職員の説明も聴取し、慎重に審査いたしました。

2. 審査の結果。

審査に付されました決算報告書、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものであり、誤りのないものと認められました。

以下、(1)としまして経営状態について、7ページも同じです。8ページの別表1、水道事業会計の収支状況につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（加藤保郎君）

御苦労さまでした。

ここで暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時42分 休憩

午前11時01分 再開

**議長（加藤保郎君）**

休憩を解いて再開いたします。

人事案件に移ります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、議案第36号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 瀨瀬久美君。

**副町長（瀨瀬久美君）**

それでは、承認案件1件と人事案件2件の説明をいたします。

まず初めに、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

議案つづりの3ページ、資料つづり1ページをお願いいたします。

御嵩町固定資産評価審査委員会委員の定数は3人ですが、この委員のうち、奥村幸美さんが平成26年6月23日をもって辞職されました。後任の委員を地方税法第423条第4項の規定により平成26年7月23日に専決処分を行いましたので、同条第5項の規定により承認を求めるものであります。

後任委員の氏名は塩澤隆良さん、生年月日は昭和28年7月9日、住所は御嵩町御嵩1250番地1であります。職業は、平成25年7月に株式会社ツルタ製作所を定年退職されまして、継続雇用制度により引き続き株式会社ツルタ製作所にお勤めであります。塩澤さんは、平成24年度、御嵩町自治会長連絡協議会会長を務められるなど、人格・識見とも固定資産評価審査委員会委員にふさわしい方であります。

なお、任期は、前任者の残任期間である平成28年3月31日までとなります。資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、議案第36号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明をいたします。

議案つづり4ページ、資料つづり2ページをお願いいたします。

教育委員は現在5名の方がお見えになりますが、この9月30日をもって1名の方が任期満了となりますので、本定例会におきまして再任をお願いするものであります。

議案をお願いします。

氏名は渡邊剛さん、生年月日は昭和19年3月26日、住所は御嵩町御嵩1719番地7であります。渡邊さんは、平成18年10月から教育委員をお務めいただいております。平成20年と平成25年には教育長の重責を果たしていただいております。渡邊さんを一言で表すならば、よくできた方です。人格・識見が高く、教育委員として大変ふさわしい方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期につきましては、平成26年10月1日から平成30年9月30日までの4年間となります。議案並びに資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

引き続きまして、議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明をいたします。

議案つづり5ページ、資料つづり3ページをお願いします。

このほど、平成17年10月から9年間、御嵩町教育委員として教育行政に携わってみえました笹谷裕美子さんが平成26年9月30日をもって退職されることになりました。その後任の方を今定例会に上程し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

議案をお願いします。

氏名は田中妙子さん、生年月日は昭和46年12月31日、住所は御嵩町中2390番地3であります。資料つづりの履歴書にありますように、田中さんは、公認会計士・税理士事務所勤務の経験があり、現在は田中農機株式会社取締役として御活躍をされてみえます。また公職歴では、中保育所保護者会会長、御嵩町立保育所民営化等調査検討委員会委員を歴任され、最近では御嵩町子ども会育成協議会委員として御活躍をいただいております。教育委員として大変ふさわしい方であると思います。

なお、任期につきましては前任者の残任期間となり、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間です。議案並びに資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、承認第4号、議案第36号、37号の説明といたします。

#### 議長（加藤保郎君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第38号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

## 総務防災課長（山田 徹君）

議案第38号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの中のピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、1億348万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億5,783万3,000円とする旨規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条と第3条につきましては、5ページからをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正は、岐阜県指定重要文化財である願興寺鐘楼門の修理事業補助金としまして、平成27年度実施分に対しての750万円を限度額に設定するものです。

また6ページ、第3表 地方債補正は、7月の大雨で発生した町道上之郷20号線の災害復旧に関する借り入れ限度額の変更であります。

それでは、歳入予算について説明しますので、9ページをお開きください。

款09地方特例交付金及び款10地方交付税は、平成26年度分の交付額確定により、それぞれ増額するものです。

款14国庫支出金、項01国庫負担金、目02公共災害復旧費国庫負担金は、7月の大雨で被害を受けた町道上之郷20号線の復旧に対する補助率3分の2の負担金266万8,000円の計上です。

項02国庫補助金、目02衛生費国庫補助金は、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に対する補助金の内示に伴い、32万円を増額いたします。

10ページ、款15県支出金、項01県負担金、目01民生費県負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、交付金額の確定により722万3,000円を増額です。

項02県補助金、目06教育費県補助金は、願興寺の修理事業に対し、県から補助金が交付される見込みであるため、500万円を計上いたしました。

款17寄附金、目01指定寄附金は、国際ソロプチミスト可児から5万円の寄附金を受けたことによる増額です。

款18繰入金の目01財政調整基金繰入金は、普通交付税の増額や繰越金の増額に伴い、財源が確保されたため、全額を減額いたします。

また、目05教育振興基金繰入金は、昨年度にいただきました寄附金から小・中学校やみたけ館の図書購入に充てるため、112万8,000円を増額いたします。

11ページへまいります。

項02の特別会計繰入金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、それぞれの特別会計における前年度精算に伴う繰入金を計上しています。

款19繰越金は、平成25年度一般会計決算に基づく実質収支額との差額1億985万4,000円を増

額いたします。

款20諸収入の雑入、岐阜県市町村振興基金助成金は、日本経営協会が主催する研修の参加負担金に対する全額助成金として51万9,000円を増額。

12ページ、款21町債は、先ほど説明しました第2表 地方債補正のとおり、町道上之郷20号線の災害復旧に関する起債計上で、130万円の増額です。

続きまして13ページから、歳出の説明に移ります。

款20総務費、目01一般管理費、節01報酬は、御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例により設けられます空き家等審議会委員に対する報酬として2万6,000円を計上しました。節09の旅費は、フランス国際観光展参加のため211万円を、節12役務費は、同観光展における通訳ガイド料として48万円を計上しています。節19負担金補助及び交付金は、歳入でも触れましたが、日本経営協会主催の研修受講者増加に伴い、51万9,000円を増額。

目02広報広聴費の節18備品購入費は、広報用カメラの故障に伴い、新規カメラ購入のための6万円の計上です。

目06交通安全対策費、節19負担金補助及び交付金は、LED式の防犯灯設置に対する補助金の申請件数増加に伴い、30万円を増額。

目07まちづくり推進費、節25積立金は、平成25年度に基金を充てた景観修景補助金について過剰分を差し戻すため、100万円を計上しました。

目08環境モデル都市推進費の節11需用費から節13委託料までは、今年度に整備する電気自動車急速充電器を稼働させるために必要な電気代、保険料、保守委託料を計上するものです。

目14財政調整基金の積立金は、財源調整に伴い1,118万円を、目16庁舎整備基金の積立金は、庁舎の整備に向けて5,000万円を、目18福祉向上基金費の積立金は、昨年度及び今年度に受けた寄附金を積み立てるため、14万3,000円を増額しています。

続いて、款03民生費、項01社会福祉費、目02国保年金事務等取扱費の節28繰出金は、国保税の本算定に伴い、962万9,000円を増額。

目05介護保険費、節28繰出金は、介護保険特別会計の地域支援事業費のうち、包括的支援事業町負担分の精算に伴い、27万9,000円を増額しています。

14ページへまいりまして、項02児童福祉費、目01児童福祉総務費は、来年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に向けた関連例規整備支援委託料80万円の増額です。

目03児童館費は、中児童館における漏水の修理費用がかさんだことにより、管理委託料を50万円増額いたしました。

款04衛生費、目02予防費、節11需用費は、10月からの予防接種施行令等の改正により、定期予防接種に追加される水痘ワクチン購入のため、194万4,000円を増額。節13委託料は、定期の

予防接種に追加された水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンの接種を委託するための673万円を増額いたしました。

目04成人保健費の節13委託料は、働く女性のためのがん検診推進事業による対象者増加のため、子宮がん検診及び乳がん検診事業委託料を合わせて87万4,000円を増額計上いたしました。

目06環境政策費は、町内で確保したオオタカの死体を自然教育等に活用するため、剥製加工費用や、「ミーモくん」の着ぐるみのクリーニング費用としまして10万円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款07商工費、目03観光費、節19負担金補助及び交付金は、みたけ華ずしの会による外国人向けの観光戦略事業の展開に対して補助金を交付するため、観光開発団体活動事業補助金30万円の計上です。

款10教育費、項02小学校費、目02教育振興費、節18備品購入費は、歳入でも説明しましたが、教育振興基金を活用して小学校用の図書を購入するため、26万7,000円を計上いたしました。

項03中学校費、目01学校教育費、節11需用費は、中学校の水道施設等の修繕費がかさんだため、50万円を増額しました。

また、目02教育振興費の備品購入費は、小学校と同様に、基金を活用した図書購入分です。節19負担金補助及び交付金のうち、共和中学校一般分担金は、平成26年度地方交付税の額の決定により基準財政需要額に算入された共和中学校分の額が確定したことに伴い、196万1,000円を増額。その下の特別分担金は、教育振興基金を活用した共和中学校の図書購入に充てるための増額です。

項04生涯学習費、目05文化財維持費、節01報酬は、願興寺鐘楼門の修理に向けて設置する準備委員会及び委員会の委員報酬としてそれぞれを計上しました。節19の負担金補助及び交付金は、願興寺鐘楼門の修理を実施する願興寺に対して補助金を交付するための750万円を計上しました。

16ページへ移って、目08図書館費は、これも教育振興基金を活用した中山道みたけ館の図書等の購入費62万8,000円の増額です。

項05保健体育費、目03学校給食センター費は、ボイラー室内の蒸気配管を全面更新するための設計委託料16万2,000円です。

款11災害復旧費、項02公共土木災害復旧費は、7月に大雨で被害を受けた町道上之郷20号線の災害復旧のため、町単災害復旧工事70万円、公共災害復旧工事400万円を計上いたしました。

最後に、目01の特定鉱害復旧費は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業における資源エネルギー庁との協議回数が増えたことにより、28万4,000円を増額しております。

また、17ページには人件費に対する明細として、空き家等審議会委員や願興寺鐘楼門修理委

員等の報酬の補正が載せてございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

議案第39号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第40号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第41号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

#### 保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第39号、第40号、第41号について御説明を申し上げます。

初めに、議案第39号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億9,722万6,000円とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳入の部です。

款01の国民健康保険税は、本算定による補正となっております。ほとんどが減額補正となっておりますが、これにつきましては、先般の条例改正によりまして国保税軽減額が大幅に増加したためでございます。5割・7割軽減の拡大により、保険税が減額となりました。と同時に限度額オーバーも増加したということが理由でございます。一般・退職合わせて1,908万8,000円を減額いたします。

款03国庫支出金の療養給付費等負担金は、平成25年度の負担金の精算に伴い、8,329万4,000円を減額いたします。

款04療養給付費交付金も、交付金額精算に伴い、1,466万2,000円を減額いたします。

7ページをお願いいたします。

上から2段目、款05前期高齢者交付金も同様、昨年の精算によるもので、5,682万8,000円の増額となります。

3段目の款09繰入金でございます。保険基盤安定繰入金は、国保税の本算定に伴い、962万9,000円増額補正をするものでございます。

一番下の繰越金は、平成25年度決算による繰越金でございます。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

8ページが一番下、款03後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金に支払う金額の確定により、補正するものでございます。308万5,000円の減額でございます。

続きまして9ページをお願いいたします。

一番上から3段目までが全て拠出金、納付金の額確定による補正となります。一番上の後期高齢者支援の拠出金は8,000円、2段目の前期高齢者納付金は21万7,000円、同じく事務費拠出金は3,000円の減額となっております。

さらにその下、款06介護納付金でございますが、833万円の減額となっております。

一番下の款08保健事業費でございます。これは過去の実績等を鑑みて、健康診断助成を80万円増額補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の款10諸支出金でございます。項01償還金及び還付加算金、療養給付費交付金返還金でございますが、これも昨年度の精算によるものでございます。療養給付費の負担金、特定健康診査、保健指導負担金の精算によるものでございます。107万6,000円の増額となっております。

その下、款10諸支出金、項02繰越金96万5,000円は、国・県負担金の特定健康診査に係る一般会計繰越金の精算によるものでございます。

一番下、予備費は、収支調整といたしまして502万8,000円を補正するものでございます。

以上で、議案第39号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第40号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

補正予算書つづりの薄紫色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,949万2,000円とするものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

上段の部分、歳入でございます。

こちらにつきましては、繰越金の確定によるものでございます。549万2,000円の補正をお願いするものでございます。

同じページのその下段、歳出の部に移ります。

款04諸支出金、項01償還金及び還付加算金は、後期高齢者広域連合に納める保健事業費負担金の精算によるものでございます。3万5,000円の増額となっております。

その下、同じく款04諸支出金、項02繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定負担金、保健事業繰入金の精算によるもので、193万8,000円を補正するものでございます。

款05予備費は、収支調整といたしまして351万9,000円をお願いするものでございます。

以上で、議案第40号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第41号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,132万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,032万1,000円とする。それから第2項のほうで、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を809万2,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定から説明をいたしますので、7ページをお願いいたします。

まず歳入からです。

一番上の段、款06項01一般会計繰入金ですが、平成25年度地域支援事業の精算により、包括的支援事業（町負担分）に係る一般会計からの繰入金27万9,000円を繰り入れさせていただきます。

その下の段、款06項02は、平成25年度の精算により、サービス事業勘定からの繰入金で239万2,000円を繰り入れいたします。

その下の段、款08繰越金でございますが、平成26年度繰越金確定による2,853万1,000円の増額でございます。

一番下のところでございますが、款09諸収入は、平成25年度地域支援事業交付金精算による国庫支出分について11万9,000円の増額でございます。

続きまして8ページ、歳出でございます。

一番上、款01総務費の手数料ですが、16万2,000円の増額となっております。こちらにつきましては、国保連合会との間で給付費等のやりとりを行います電送システムの県下一斉更新によりまして、電算室から保険長寿課までLANケーブルを敷設するための費用となっております。

その下の段のところです。款02保険給付費、審査支払手数料ですが、10万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、介護保険に係ります介護給付費が、平成24年度以降、上昇

傾向にありまして、26年度におきましても引き続き前年を上回る状況で上昇しており、年度途中での不足を避けるため、増額をさせていただくものでございます。

同じくその下、高額介護サービス費につきましても同様に、83万9,000円の増額をお願いするものでございます。

その下、款04諸支出金のうち、目01保険料還付金が60万円の増額となっております。

その次、目02償還金でございますが、2,130万9,000円となります。こちらにつきましては、国・県からの交付金を精算し、不用となった額を返還するための増額補正でございます。

続きまして9ページ上段の諸支出金のうち、一般会計繰入金ですが、平成25年度の介護給付費及び事務費、また地域支援事業費の一般会計からの繰入金の精算に伴いまして、626万5,000円の増額補正でございます。

最後に予備費でございますが、収支見込みによる調整といたしまして204万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定の説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

歳入につきましては、平成25年度の収支決算に伴う繰越金239万2,000円の増額でございます。

歳出につきましては、保険事業勘定繰入金として同額の239万2,000円を増額計上させていただいております。お目通しのほどよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、以上で議案第39号、第40号、第41号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

#### **議長（加藤保郎君）**

議案第42号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

#### **上下水道課長（亀井孝年君）**

それでは、議案第42号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを説明いたします。

インデックス補正予算、黄緑色表紙の1ページをお願いします。

平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）は、平成25年度決算に伴い、繰越金の額が確定いたしましたので、補正をするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ319万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,119万7,000円とするものでございます。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の第1表歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

次に4ページをお願いします。

平成25年度決算に伴いまして、歳入の款07繰越金を補正額で319万7,000円増額し、1,919万7,000円とするものです。

歳出は、款04予備費を同額の319万7,000円増額し、855万5,000円とするものです。

以上で、議案第42号 平成26年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

#### 議長（加藤保郎君）

続きまして、条例関係に入ります。

議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 山田徹君。

#### 総務防災課長（山田 徹君）

それでは、議案書つづりの8ページをお願いいたします。

議案第43号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について御説明いたします。

まず第1条の目的ですが、高齢化や人口減少が全国的に進む中で、空き家の増加は大きな社会問題となりつつあり、特に管理が放置された古い空き家は、景観悪化や衛生不良の原因になるばかりでなく、倒壊や放火が懸念され、防災・防犯の問題も指摘され、御嵩町においても深刻な問題として相談が寄せられております。このような事態を防止・解消するとともに、空き家の有効活用も含めて、まちづくりのためにこの条例を制定いたします。

第2条では、この条例で使われる用語「空き家等」や「管理不全な状態」など、明確にしておかなければならない用語について定義しています。

第3条では、民事による空き家関係問題の解決について、当条例が介入するものではない旨を定めています。

第4条からは具体的な運用の流れです。情報提供から始まり、建物等の外観調査や周辺住民からの聞き取り調査、登記簿や関係機関が保管する書類調査などの実態調査、9ページへまいりまして、第6条で立入調査を規定しています。

第7条からは、こうした調査の結果をもとに、空き家等の管理不全な状態の解消や、管理不全な状態となることを未然に防ぐため、所有者等に対して行政指導を行うことを規定しています。第1項では、必要な措置についての指導または助言を、さらに第2項では、なおもその空き家等が管理不全な状態にあるときは、所有者に対して履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができることを定めています。

第8条では、勧告に応じない所有者等に対して、空き家等審議会の意見を聴取した上で、行政処分として最も重い命令処分を行うことを規定しています。

第9条は、周辺の生活環境や町民等への危険が切迫していると判断される場合に、第7条の手続を省略して緊急命令処分を行うことを規定しています。

さらに第10条は、その命令に従わないときの所有者の住所、氏名、空き家等の所在地、種別、命令の内容等の公表についての規定です。公表の方法は、対象となる空き家等の敷地に公表内容を記載した看板の設置、役場と各出張所の掲示場、町ホームページへの掲載等となります。公表の前には、所有者に弁明の機会を与えます。

第11条は、行政代執行についての規定です。命令を受けた者がその命令に従わない場合で、他の手段で命令を履行させることが困難であり、そのまま放置すると周辺の生活環境や町民に深刻な影響を与える等著しく公益に反する場合には、行政代執行法に基づき代執行を行うことを規定しています。また、その費用は所有者から徴収いたします。

第12条は、町長の諮問に応じ、空き家等の適正な管理に関し必要な事項について審議するための第三者機関「空き家等審議会」の設置を規定しています。委員は、学識経験者や行政機関の関係職員、地域住民の代表など7人以内で構成し、任期は2年とします。

第13条は、所有者等、町、町民等は、使用する見込みのない空き家等を有効活用する責務を有することを規定しています。空き家等の所有者は、空き家等を適正に管理し、使用する見込みのない空き家等是有効活用する責務を有することを定めています。また、町や町民は、所有者と協力し、空き家等の有効活用に取り組みます。

さらに第14条では、空き家等の有効活用の促進について、空き家バンク等の必要な体制整備や、相談、情報提供等の支援を行うことを規定しています。

第15条は、警察や消防、国・県の関係機関との連絡調整、また第16条は委任事項の規定です。最後に附則ですが、この条例は、周知期間などを考慮して、平成27年1月1日から、第11条の代執行の規定は平成27年4月1日から施行します。また、準備行為の規定もございます。

以上で説明を終わりますが、資料つづりの4ページには条例の概要が、また5ページには適用の流れがございますので、あわせてお目通しいただき、御審議のほどよろしくお願いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

**議長（加藤保郎君）**

議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

## 保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例について御説明をいたします。

議案つづりの11ページと、資料つづりの6ページ、御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の概要という資料をごらんください。

この条例は、伏見児童館改築に伴い、筋トレマシンなどを備えたスポーツ施設を併設し、複合施設として整備されることに伴い、スポーツ施設部分の設置及び管理に関することを明記したものであります。みたけ健康館が町民の健康増進や介護予防を推進し、高齢者の心身機能の維持向上を図るための拠点として設置されたのに対し、スポーツ施設は、スポーツやレクリエーションの振興を通じて町民の心身の健全な発達を図り、生活文化の向上に資するための施設ということで、高齢者だけにとどまらず、広く町民を対象にした施設であります。スポーツ施設で実施できる事業として、運動推進事業、健康増進事業、世代間の交流に関する事業等があり、世代間交流事業ができることが大きな特徴となっております。

それでは、条文について説明をいたします。

第1条は、設置目的を定めたものでございます。

第2条は、設置する施設の名称と位置を定めてあります。

第3条は、先ほど申しました当該施設で実施される事業内容を定めております。

第4条から第11条までは、開館時間、休館日など施設管理における基本的事項、施設使用に関して使用の許可、制限、取り消しなどの事柄並びに施設使用に当たり遵守する事項を別途規定で定める旨が規定されております。また、目的外使用の禁止、それから使用料について定められております。

第12条からは指定管理について規定されており、第12条第1項は、当該施設の管理について指定管理者制度導入が可能である旨が規定されており、同第2項は、指定管理者による指定管理をする場合の読みかえ規定となっております。

第13条から第23条までは、指定管理者の事業実施に必要な事柄が規定されております。業務内容、指定手続、基本協定締結、事業報告書提出、指定の取り消し、事故発生時の対応、個人情報取り扱いなどを定めてあります。

第24条は、条例の施行に関し必要な事項については規則で定めるという委任条項が記載されております。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するという事。それから、指定管理者の公募等の事務を行っていく必要がございますので、この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができるという準備行為の規定も設けてございます。

以上、簡単ではございますが、議案第44号 御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**議長（加藤保郎君）**

ここで暫時休憩をします。再開は午後1時とします。

午前11時50分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（加藤保郎君）**

休憩を解いて再開いたします。

議案第45号 御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 御嵩町遺児手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上4件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 佐久間英明君。

**福祉課長（佐久間英明君）**

それでは、まず議案第45号について御説明申し上げます。

議案つづりの16ページをお開きください。

御嵩町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、資料つづり7ページから概要と新旧対照表を掲載しております。そちらのほうで説明いたしますので、資料つづり7ページを恐れ入りますがお開きいただきたいと思っております。

現在改築中の伏見児童館は、スポーツ施設を含めた複合施設となる予定です。中児童館を含め一体として公募することによって指定管理を定めていく予定でございます。所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、概要のところに記載してありますが、まず1の指定管理に関する改正を行います。2つ目の要点のところに記載しますが、現行は社会福祉法人でなければ指定管理を受けることができない規定となっておりますので、これを改めて、法人その他の団体として、広く指定管理者を公募できるようにするものであります。

次に2番のところですが、先ほど議案第44号として説明がありました御嵩町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例との調整ということを行っております。指定管理を一体として行う

ために、開館の時間、それから休館日の部分を除いて、原則として同様の内容とするものであります。

これらのほかに、3番のところですが、その他として、遵守事項、使用制限、事故発生時の対応などについて定めます。

施行日は来年4月1日ですが、指定管理者の公募の手続等、施行期日前に準備ができる旨などを附則で定めております。

続きまして、次の8ページから新旧対照表を掲載しております。そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず第3条ですけれども、児童館の行う事業としまして、複合施設として、スポーツ施設の設置・管理条例と合わせた表現にしております。

第4条の開館時間ですが、複合施設化に伴って、現行「午前10時」からの開館時間を1時間早めまして「午前9時」からにいたします。

続いて第5条ですけれども、複合施設化に伴って、現行「12月28日から1月5日まで」という休館日を「12月29日から1月3日まで」に変更します。

ずうっと次のページへ行きますけれども、第6条では使用の制限、第7条、遵守事項、第8条で目的外使用の禁止、第9条で使用料、12条では利用料の規定を追加しております。

第10条の指定管理による管理の部分ですけれども、まず、現行では「児童館の管理を指定管理者に行わせる」ということになっております。これをここの第10条の第1項で「指定管理者に行わせることができる」とします。また第2項では、指定管理の場合の条文の読みかえを規定しております。

10ページのほうですけれども、13条では、先ほど概要で申し上げました指定の手続の関係を規定しております。

12ページのほうへ移っていただきまして、第19条におきましては、事故発生時の対応を明記しております。

以上のほかに、条のずれへの対応とか表現の見直しなどのための改正、それから附則で施行期日、経過措置を定める内容となっております。

改正文などにつきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第46号の説明に移りたいと思っております。

議案つづりの19ページをお開きいただきたいと思っております。

御嵩町遺児手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定めるといっております。内容につきましては、資料つづりの13ページから概要と新旧対照表を掲載しておりますので、

そちらで説明させていただきます。恐れ入りますが、資料つづり13ページのほうをお開きいただきたいと思えます。

ことし4月に、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が成立しまして、「母子及び寡婦福祉法」が改正されまして、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とされました。その内容も、父子家庭を支援対象とすることが法律上明確に位置づけられることになりました。法律の改正に準じて、町の関係する3つの条例について所要の改正をする条例の改正です。

概要の1のところに記載しております。1つ目の丸のところですが、御嵩町遺児手当支給条例の改正につきましては、引用部分の改正、それから遺児などの定義について明確にする改正を行っております。

それから2つ目の御嵩町福祉医療費の助成に関する条例の改正につきましては、引用している法律名を変更します。また、定義を法律から直接引用することにいたします。

それから3つ目の御嵩町町営住宅条例の改正につきましては、父子家庭も優先的に入居できるようにして、またそのほかに、法律の変更に伴う諸事項の改正を行っております。

施行期日は、法律の施行日である10月1日としております。

続きまして、次の14ページからは新旧対照表を掲載していますので、少しごらんいただきたいと思えます。

最初に御嵩町遺児手当支給条例ですが、第2条で用語の定義、第3条で支給要件をそれぞれ明確化しております。

次に16ページに行きまして、16ページからは御嵩町福祉医療費の助成に関する条例になりますが、第2条で定義について法律からの直接引用に改めております。

18ページからは御嵩町町営住宅条例の新旧対照表になりますが、次の19ページに書いてあります、第23条の入居の選考のところの第4項におきまして、父子家庭の優先選考について定めております。

以上のほかに、法律の改正に伴う所要の改正など、あるいは附則で施行期日、それから経過措置を定める内容となっております。

改正文につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で議案第46号の説明を終わります。

次に、議案第47号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

まずは、資料つづりの20ページのところに概要を掲載しておりますので、そちらをごらんください。

まず一番上の趣旨のところですが、平成24年に子ども・子育て関連3法が成立しまして、来年度から子ども・子育て支援新制度の運用が始まることとなりますが、改正児童福祉法の第34条の16第1項の規定によりまして、市町村が地域型保育事業の認可を行うことになりまして、その認可基準は条例で定めることになりました。

下の大きい枠の概要部分に移りますが、地域型保育事業というところですが、地域型保育事業とは、まず、利用定員が6人から19人の小規模保育事業がありまして、これがさらに設備要件などによって3つの類型に分類されております。これが1つ目。それから次に、利用定員5人以下の家庭的保育事業があります。それから3つ目として、居宅訪問型保育事業、それから4つ目の分類としまして、企業が主となって実施する事業所内保育事業の4種類に分類されております。

ずうっと行きまして、次に認可基準ですが、地域型保育事業を行う場合は、事業者は市町村の認可を受けることとなりますが、この認可基準は国が定める基準に基づいて市町村が条例で定めることになったために、食事の提供とか、設備とか面積とか、職員の資格などについて、この条例で基準を定めるものであります。国が定める基準には、従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、本町においては、国で定められた基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特別の事情や地域性は認められないと判断したために、国が定める基準と同様の内容としております。

施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日からとしております。

次に21ページから31ページにかけまして、今回町が制定する基準につきまして、国の示す基準と、それに対する本町の基準の考え方について一覧にした表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

そうしましたら次に、条文ごとの説明に移りたいと思います。

議案つづりの22ページをお願いいたします。

章立てになっておりまして、第1章は総則としまして、第1条の趣旨、それから第2条の定義から始まりまして、全般にかかわることを27ページの第21条までにかけて規定しております。

次に28ページからの第2章ですけれども、家庭的保育事業についての基準ですが、第22条の設備の基準から始まりまして、職員のこと、それから保育時間、保育の内容など、第26条にかけて規定しております。

次に29ページからの第3章では、小規模保育事業について、設備の基準、職員等の基準を、さらにここには3つの分類、A型、B型、C型に分類して、条でいきますと第27条から、33ペ

ージですけど、第36条にかけて規定しております。

33ページからの第4章、こちらからは居宅訪問型保育事業についての基準を定めておりまして、第37条から第41条にかけて規定しております。

34ページのところの第5章では、事業所内保育事業についての基準を第48条までにかけて規定しておりまして、さらに38ページへ移りまして、ここからは附則になっておりますけれども、施行期日、各種経過措置等を規定しております。

以上で議案第47号の説明を終わりたいと思います。

続きまして、議案第48号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

資料つづりの32ページに概要を掲載しておりますので、まずはそちらで御説明いたします。資料つづりの32ページをお願いいたします。

まず趣旨ですけれども、一番上のところですが、先ほどの条例と同様に、来年度から子ども・子育て支援新制度の運用が始まることに伴いまして、新たに施設型給付、地域型保育給付が創設されることになりまして、希望する事業者などにつきましては給付の対象になることを確認することが必要になりました。この確認のための基準は、子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定によりまして、市町村が条例に定めて行うということになりました。

次の概要の部分に移りますが、まず教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所を指しておりまして、また地域型保育事業とは、先ほど説明いたしました御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する4種類の事業を指しております。なお、市町村から給付対象として確認を受けた施設、事業には「特定」という言葉をつけて、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業というふうに呼ぶことになります。

次に確認についてですけれども、確認をするには、施設、事業者が認定を受けていることが1つと、運営に関する基準を満たしていることの2点が必要になります。このうち、運営に関する基準は国が定める基準に基づいて市町村が条例で定めることになったために、この条例で定めるといふものであります。

なお、先ほど説明の1つ前の条例と同じですけれども、国が定める基準には、従うべき基準、参酌すべき基準がありますけれども、本町におきましては、国で定められた基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特別の事情や地域性は認められないと判断したために、国が定める基準と同様の内容としております。

施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日からとしております。

次に資料の33ページから44ページにかけましては、先ほどと同様に、今回町が定める基準について、国の示す基準と、それに対する町の考え方について一覧にした表を掲載しております

ので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それでは、条文ごとの説明に移りたいと思います。

議案つづりのほうに戻っていただきまして、議案つづり40ページをお開きいただきたいと思  
います。

こちらも章立てになっておりまして、まず第1章では総則としまして、第1条で趣旨、第2  
条で定義、第3条で一般原則を規定しております。

次に42ページから第2章になりますが、42ページからの第2章では特定教育・保育施設の運  
営に関する基準を定めておりまして、第4条では利用定員に関する基準、第5条から第34条に  
かけては運営に関する基準をずうっと定めております。

それから51ページに移りまして、第35条、第36条では、特例施設型給付費に関する基準を規  
定しております。

次の52ページからの第3章におきましては、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
ておりまして、第37条で利用定員に関する基準、第38条から第50条にかけては運営に関する基  
準を規定しておりまして、ずうっと行って57ページの52条、53条では、特例地域型保育給付費  
に関する基準を規定しております。

58ページからの附則におきましては、施行期日、各種経過措置を規定しております。

以上で、議案第45号から第48号までの説明を終わります。

#### 議長（加藤保郎君）

議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制  
定について、議案第50号 御嵩町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につい  
て、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 田中秀典君。

#### 教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、議案第49号、議案第50号の御説明をいたします。

議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制  
定について御説明をいたします。

議案つづり60ページ、資料つづり45ページをお願いいたします。

初めに制定の趣旨を御説明いたしますので、資料つづり45ページをお願いいたします。

今回の条例制定は、平成24年8月、子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が改  
正されました。改正児童福祉法では、第34条の8の2が新設され、市町村は放課後児童健全育  
成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないと規定されたため、本条例  
を制定するものでございます。

概要としまして、放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもので、御嵩町では放課後児童クラブとして実施しております。

次に、設備及び運営に関する基準につきましては、現在、国のガイドライン及び岐阜県の基準により定められています。それが児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、国が定める基準（平成26年4月30日付厚生労働省令第63号）に基づき、市町村が条例で定めることになりました。この基準条例の制定において、国が定める基準には従うべき基準と参酌すべき基準がありまして、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数についての事項は従うべき基準、その他の事項については参酌すべき基準となっています。本町においては、国で定められた基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特別の事情や地域性は認められないと判断したため、国が定める基準と同様の内容となっております。

施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行をいたします。

資料46ページから50ページには、御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についての国の示す基準と本町の考え方を整理した一覧表となっておりますので、お目通しを願います。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

議案書の60ページをお願いいたします。

第1条から第4条は、本条例の制定趣旨、用語の定義、目的等について定めてあります。

第5条は、放課後児童健全育成事業の一般原則、第6条では、非常災害対策が規定してあります。

第7条から第10条は、従事する職員の要件、設備、利用定員に関する基準が規定してあります。

第11条から第17条は、放課後児童健全育成事業の事業運営における平等取り扱いの原則、虐待等の禁止等が規定されております。

第18条は、開所時間、日数に関する基準が規定してあります。

第19条から21条は、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応が規定されております。

附則としまして、本条例の施行期日及び職員に関する経過措置の内容が定めてあります。

以上で議案第49号の御説明を終わります。

続きまして、議案第50号 御嵩町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづり66ページ、資料つづり51ページをお願いいたします。

初めに、改正の趣旨から御説明をいたします。

学校教育法施行令の一部を改正する政令が平成25年9月1日に施行され、障害のある児童・生徒の就学先を決定する仕組みの改正等について規定の整備が行われました。改正前の施行令は、障害のある児童・生徒については、特別支援学校に就学することを基本的な前提として就学先を判断していたものを、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人、保護者の意見、学校の状態などを踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められました。この施行令の改正に伴い、町教育委員会では、現行の「御嵩町教育就学指導委員会」の所掌事務などを引き継ぐとともに、早期からの教育相談・支援や、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から「御嵩町教育支援委員会」という名称に変更するとともに、委員会の充実を図るための改正でございます。

改正の内容につきましては、資料つづり51ページの新旧対照表にて御説明をいたします。

初めに、題名の「御嵩町就学指導委員会設置条例」を「御嵩町教育支援委員会設置条例」に改めるものでございます。

第1条は、見出しの「趣旨」を「設置」に改め、教育上特別の支援を必要とする児童生徒（以下「児童生徒」という。）の適切な就学を支援するため、御嵩町教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置するに改めるものでございます。

第2条は、見出しの「設置」を「所掌事務」に改め、委員会の取扱事務を内容とする改正でございます。

第3条は、委員構成に関する規定の改正でございます。

第5条の専門部の規定を削り、現行第6条の用語の一部改正を行い、第5条とするものでございます。そして専門部の規定を第7条とする改正でございます。

第6条は、用語の改正でございます。

議案つづり67ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例の施行期日と経過措置を定める内容となっております。

以上で、議案第49号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第50号 御嵩町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

## 議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長（加藤保郎君）

議案第36号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行いま

す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

---

#### 散会の宣告

#### 議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月11日木曜日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時35分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

